

3 間接経費の使途の透明性の確保

| 勧告 | 説明図表番号 |
|---|-------------------------------|
| <p>(1) 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針</p> <p>競争的資金の間接経費は、競争的資金をより効果的かつ効率的に活用するために、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当てする必要があるとして、「第2期科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定。計画期間：平成13～17年度）において導入が決定され、競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関に対して、研究費である直接経費の30%に当たる額を配分することとされた。これを受けて、間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めた「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（以下「共通指針」という。）が定められた。</p> <p>共通指針では、間接経費導入の趣旨は、競争的資金をより効果的かつ効率的に活用し、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることであるとされている。間接経費運用の基本方針については、①被配分機関にあっては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それの通り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること、②複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用することとされている。間接経費の使途については、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当することとされている。ただし、直接経費で充当すべきものは対象外とされている。</p> <p>また、被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、配分機関に報告することとされており、配分機関にあっては、間接経費の運用状況について、一定期間ごとに評価を行うこととされている。</p> | <p>図表Ⅱ-3-①</p> <p>図表Ⅱ-3-②</p> |
| <p>(2) 研究機関使用ルール</p> <p>研究機関使用ルールでは、間接経費について、研究代表者及び研究分担者は、補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないため、これを受け入れることとされている。</p> | <p>図表Ⅱ-3-③</p> |
| <p>(3) 平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン等</p> <p>平成22年度から、次年度の科学・技術関係予算編成の重点化・効率化・透明化に向けた取組の一環として、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員により、科学技術政策上の当面の重要課題の長期的な</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>取組方針及び同取組を踏まえて当面実施すべき施策を記載した科学・技術重要施策アクション・プランが策定されている。「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」(平成 22 年 7 月 8 日)においては、競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素合理化についても記載されており、この中で、間接経費は、各研究機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用するべきものであり、研究機関の長は、間接経費の使途に関する共通指針の内容を再確認した上で、自らの責任で使途を決定するとともに、研究者には間接経費の趣旨及びその使途を十分に周知し、円滑な活用に努めることとされている。</p> <p>また、「第 4 期科学技術基本計画」(平成 23 年 8 月 19 日閣議決定。計画期間：平成 23～27 年度)においては、「国は、大学及び公的研究機関等が、間接経費の効果的な活用を図ることを求める」とされている。</p> | <p>図表Ⅱ-3-④</p> <p>図表Ⅱ-3-⑤</p> |
| <p>今回、当省が、61 大学における平成 23 年度の科研費を含む競争的資金の間接経費の執行状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> | |
| <p>(1) 使用に関する方針等の策定状況</p> <p>共通指針では、被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それにとり計画的かつ適正に執行することとされている。</p> <p>61 大学における平成 23 年度の間接経費の使用状況をみると、機関としての使用に関する方針等を作成せずに使用しているものが 7 大学あった。</p> | <p>図表Ⅱ-3-⑥</p> |
| <p>(2) 間接経費の研究者への配分及び使途の周知状況</p> <p>ア 間接経費(一部)の研究者への配分</p> <p>61 大学のうち、間接経費の一部について、間接経費を獲得した研究者に配分しているものが 18 大学みられた。これら 18 大学では、研究者による間接経費の使用に当たって、間接経費の個々の執行の際に、直接経費で充当すべきものに該当しないことなど使途の適正性を事務局において確認するとしている。</p> <p>また、これら 18 大学のうち 7 大学において、研究者計 73 人による計 1,165 件の間接経費の支出内容について調査したところ、間接経費の使途の適正性に係る判断が、実質的には研究当事者に委ねられていると考えられる状況がみられた(2 大学 2 人 2 件)。</p> <p>さらに、上記調査において執行の実績はなかったものの、1 大学において、間接経費を「懇親会にも使用できる」とし、アルコール類への支出は認めないとしているもののこれに係る確認は行っていないものがみられた。</p> | <p>図表Ⅱ-3-⑦</p> <p>事例表Ⅱ-3</p> <p>事例表Ⅱ-3 (再掲)</p> |

イ 学内予算からの間接経費一部相当額の研究者への配分

61 大学のうち、間接経費を直接は研究者に配分せず、学内予算から間接経費の一部相当額を間接経費を獲得した研究者に配分しているものが 15 大学みられた。このような取扱いをしている理由について、導入の経緯が把握できた 5 大学では、①間接経費を研究者に直接配分した場合、その使途が、直接経費で充当すべきものでないことの確認が必要となるが、このような研究者及び事務局の事務負担を軽減し、柔軟な執行を可能とするため（4 大学）、②間接経費の執行を研究者ごとに管理すると事務が煩雑になるため（1 大学）としている。

また、平成 23 年度までは間接経費の一部を直接研究者に配分していた 1 大学では、24 年度以降、競争的資金を獲得した研究者に間接経費を直接配分せず、従来の間接経費の研究者配分相当額を学内予算から研究支援経費として配分している。当該大学は、この理由について、①間接経費を研究者に直接配分した場合、その使途が直接経費で充当すべきものでないことの確認が必要となるが、このような研究者及び事務局の事務負担が大きかったこと、②平成 23 年 11 月に実施された学術振興会による科研費実地検査において、間接経費の研究者への配分は直接経費との混同使用が起きやすい制度で、研究者が直接経費の延長として使用してしまうリスクがあるとの指摘を受けたことを挙げている。

ウ 間接経費の使途に係る研究者への周知状況

61 大学における研究者に対する間接経費の使途の周知状況をみたところ、間接経費の使途を研究者に周知していないものが 24 大学（39.3%）あった。これら 24 大学では、この理由について、①研究者から問合せがあれば個々に説明すればよいため（12 大学）、②間接経費は研究者から研究機関に譲渡され、共通指針等に基づき機関の長の責任で使途を決定するものであるため（7 大学）、③間接経費を研究者に配分しておらず周知の必要はないため（1 大学）等としている。

一方、間接経費の使途を研究者に周知しているとする 37 大学における周知方法についてみたところ、①学内（研究者）に公表し、周知しているものが 13 大学、②役員会・教授会等会議の場で周知しているものが 10 大学、③使途について定めた取扱要領・マニュアル・方針等を公表又は配布して周知しているものが 10 大学等となっていた。

このうち、学内に公表し、周知している例としては、過去に研究者から間接経費が何に活用されているか分かりにくいとの意見があったことを踏まえ、前年度の間接経費の収支に係る説明資料を作成して使途別の支出額等を研究者に周知している大学や、研究者が間接経費に

図表Ⅱ-3-⑧

図表Ⅱ-3-⑦
(再掲)

図表Ⅱ-3-⑨

図表Ⅱ-3-⑩

係る帳簿を閲覧できるようにし、執行内容を随時確認できるようにしている大学があった。

また、61 大学において、平成 23 年度又は 24 年度に科研費の採択を受けている 100 人の研究者から、より使いやすい科研費制度の創設等に関する意見・要望を聴取したところ、次のとおり、一部の研究者からは、間接経費の使途の周知を求める意見のほか、間接経費の趣旨等が正確に理解されていないと考えられる意見が聴かれた。

- ① 自分の所属する大学では、間接経費の使途を公表していないため、どのように使われているか気になる。(私立大学講師)
- ② 自分の所属する大学では、研究者への間接経費の配分の有無や使途が不案内でよく分からない。(私立大学助教)
- ③ 間接経費の使途があまり周知されない状況では、間接経費制度の創設により(研究者に配分される)直接経費が減額されたと誤認する研究者もいるのではないか。(国立大学教授)
- ④ 科研費の交付額は、交付申請時の額から審査により減額されている上、さらに交付額の中から間接経費として 30%を大学に譲渡すること(注)は研究費のやりくりにも困る。(私立大学講師)
- ⑤ 競争的資金の使用については国民への説明責任があるが、間接経費も研究資金であり、研究目的に使用するのであれば直接経費と間接経費を合算して使用しても問題ないと考えられる。(国立大学教授)

(注) 競争的資金の間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が使用する直接経費に対して一定比率で別途手当されるものであり、直接経費の中から同経費の 30%を研究機関に譲渡するものではない。

(3) 文部科学省による間接経費の執行状況の把握及び評価の実施状況等

ア 執行実績報告書の報告内容

文部科学省は、研究機関から、科研費等競争的資金の間接経費の使用実績について、毎年度、執行実績報告書により報告を受けている。

執行実績報告書では、管理部門に係る経費、研究部門に係る経費及びその他関連する事業部門に係る経費別に①人件費、②物件費、③施設整備関連経費及び④その他ごとに執行額を記載し、備考欄に具体的な使用内容を記載する様式となっている。

61 大学における執行実績報告書の内容をみると、備考欄には大まかな使途しか記載されていなかった。このため、例えば、研究部門に係る経費として「旅費」、「研究用機器」、「試薬」、「消耗品」などと記載されているものの、具体的な使途が直接経費で充当すべきものに該当しないかどうかを含め、共通指針の趣旨に従った適正なものであるか否かについて、当該報告書の内容のみで判断することが困難であると

図表 II-3-①

考えられる。

なお、文部科学省では、これまで報告された執行実績報告書の内容に基づき、研究機関に対し、間接経費の使用に関する指導等を行った実績はないとしている。

イ 文部科学省等による現地調査等の実施状況

文部科学省は、ガイドラインにおいて適正な運営・管理を求める競争的資金には科研費の間接経費は含まれないとしており、ガイドライン現地調査においても間接経費に係る調査は実施されていない。

一方、文部科学省又は学術振興会により実施される科研費実地検査では、間接経費に係る検査も実施している例があるが、61 大学に対する平成 19 年度以降の科研費実地検査のうち、当省が調査時点で受検実績を確認できた 46 大学の 59 回の検査において、文部科学省等による指摘があったと認識していた大学は、3 大学にとどまっていた。

これら 3 大学における指摘内容をみると、①間接経費の使用計画等を策定すること（1 大学）、②間接経費の研究者配分について直接経費と混同使用されないよう留意すること（2 大学）、③間接経費の使用について、大部分を光熱水費等の共通経費に充て、使途について研究者に説明していないが、研究環境の整備など研究者にみえるような使い方をする（1 大学）となっていた。

また、61 大学のうち、これら 3 大学の指摘事項と同様の状況が確認された他の 27 大学における科研費実地検査の状況（当省が実績を確認できたもの）についてみたところ、次のような状況であった。

- ① 間接経費の使用に関する方針等を策定していない 7 大学のうち、2 大学において科研費実地検査が実施されているが、いずれの大学でも、使用計画など使用に関する方針等を策定するよう指摘があったとの認識はなかった。
- ② 間接経費の一部を研究者に配分している 18 大学のうち、11 大学において科研費実地検査が実施されているが、いずれの大学でも、間接経費の研究者配分について直接経費と混同使用されないよう留意するよう指摘があったとの認識はなかった。
- ③ 間接経費の使用について大部分を共通経費に充て使途について研究者に説明（周知）していない 2 大学において科研費実地検査が実施されているが、いずれの大学でも、研究環境の整備など研究者にみえるような使い方をするよう指摘があったとの認識はなかった。

このように、文部科学省及び学術振興会による科研費実地検査では、研究機関における間接経費の使用実態を十分把握していない、又は間

図表Ⅱ-3-⑫

図表Ⅱ-3-⑬

接経費に係る指摘がなされていたとしても、その内容が研究機関において的確に認識されていないと考えられる状況がみられた。

ウ 間接経費の運用状況に係る一定期間ごとの評価の実施状況

共通指針では、配分機関にあつては間接経費の運用状況について一定期間ごとに評価を行うこととされている。しかし、間接経費が導入された平成13年度から25年度までの科研費の間接経費助成額の累計は3,633億円に上っているものの、文部科学省では、執行実績報告書及び一部の研究機関に対する実地検査によるもの以外に研究機関における間接経費の運用に係る実態把握を行っていないこと並びに共通指針に定められた「一定期間毎の評価」には確たる定義があるわけではないことから、当該運用状況の評価を実施していない。

【所見】

したがって、文部科学省は、間接経費導入の趣旨を踏まえ、研究機関における間接経費の計画的かつ適正な執行及び使途の透明性を確保するため、各府省と連携しつつ、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 研究機関における間接経費の使用に関する方針等の作成状況、執行管理方法、執行実績報告書の作成方法等に係る実態を十分に把握した上で、研究機関に対し、間接経費の適正な管理や効果的な運用のために必要な事項を具体的かつ体系的に示すこと。その際、次の内容を含めること。
 - i) 研究機関が間接経費を研究者に配分する場合において、直接経費で充当されるべきものに間接経費が充当されることを防止するため、事務局が構築・運用すべきチェック体制
 - ii) 間接経費の趣旨及びその使途に関する研究者への周知方法
- ② 上記①で示した事項を基にしつつ、科研費実地検査等において間接経費についても十分調査することとし、問題のある研究機関に対しては指導を徹底すること。

また、指導の結果等を踏まえた間接経費の運用状況に係る評価を行い、その結果を公表すること。

図表Ⅱ-3-⑭

図表Ⅱ-3-① 「第2期科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定) <抜粋>

II. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

1. 研究開発システムの改革

(1) 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築

① 競争的な研究開発環境の整備

(a) 競争的資金の拡充

(略)

(b) 間接経費

競争的資金の拡大によって、直接に研究に使われる経費は増加してきた。競争的資金をより効果的・効率的に活用するために、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当する必要がある。このため、競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関に対して、研究費に対する一定比率の間接経費を配分する。

間接経費の比率については、米国における例等を参考とし、目安としては当面30%程度とする。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直しを図る。

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用する。複数の競争的資金を獲得した研究機関は、それに係る間接経費をまとめて、効率的かつ柔軟に使用する。こうした間接経費の運用を行うことで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。ただし、当該機関における間接経費の使途については、透明性が保たれるよう使用結果を競争的資金を配分する機関に報告する。

図表Ⅱ-3-② 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」・・・競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」・・・競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」・・・競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」・・・直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 報告

被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9. その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な用途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －特許関連経費

- －研究棟の整備、維持及び運営経費

- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- －設備の整備、維持及び運営経費

- －ネットワークの整備、維持及び運営経費

- －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- －図書館の整備、維持及び運営経費

- －ほ場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費

- －広報事業に係る経費

など

※ 上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2) (略)

(別記様式) (略)

図表Ⅱ-3-③ 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成23年度）〈抜粋〉

3 研究機関が行う事務の内容

- (1) 直接経費の管理（略）
- (2) 間接経費の使用

【譲渡の受入】

3-10 研究代表者及び研究分担者は、補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないこととしているので、これを受け入れること。

【使用の期限】

3-11 間接経費は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに使用すること。

【使途】

3-12 間接経費は、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するものであり、別添「間接経費の主な使途の例示」を参考として、各研究機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用すること。（研究代表者・研究分担者の人件費・謝金として使用することも、禁じられていない。）

【間接経費執行実績報告書の提出】

3-13 研究機関における毎年度の間接経費使用実績を、翌年度の6月30日までに、様式B-7「間接経費執行実績報告書」により、文部科学省に報告すること。

7 関係書類の整理・保管

次の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておくこと。

- ① 文部科学省及び日本学術振興会に提出した書類の写
- ② 文部科学省から送付された書類
- ③ 直接経費・間接経費の使用に関する書類
 - 1) 直接経費
（略）
 - 2) 間接経費
 - ア 間接経費が適切に使用されたことを証明する書類
（領収書、見積書、納品書、請求書、契約書、請書、検査調書、出張命令書、出張依頼書、出張報告書、出勤簿、会議録、送金記録など）
 - イ 各研究代表者及び研究分担者からの間接経費の譲渡を記録した書類
 - ウ 各研究代表者及び研究分担者への間接経費の返還を記録した書類

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 機 関 番 号 | | | | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

研究機関名 _____

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成23年度）

1. 間接経費の経理に関する報告

（単位：円）

| （収入） | | |
|----------------------|----------|--------------|
| 競争的資金の種類 | 間接経費の納入額 | 備考 |
| ○研究費補助金 | ○○, ○○○ | |
| ○制度 | ○, ○○○ | |
| 合 計 | ○○, ○○○ | |
| （支出） | | |
| 経費の項目 | 執行額 | 備考（具体的な使用内容） |
| 1. 管理部門に係る経費 | | |
| ①人件費 | ○○, ○○○ | |
| ②物件費 | ○, ○○○ | |
| ③施設整備関連経費 | ○, ○○○ | |
| ④その他 | | |
| 2. 研究部門に係る経費 | ○, ○○○ | |
| ①人件費 | ○○, ○○○ | |
| ②物件費 | ○○, ○○○ | |
| ③施設整備関連経費 | ○○, ○○○ | |
| ④その他 | | |
| 3. その他の関連する事業部門に係る経費 | ○, ○○○ | |
| ①人件費 | ○○, ○○○ | |
| ②物件費 | ○○, ○○○ | |
| ③施設整備関連経費 | ○○, ○○○ | |
| ④その他 | | |
| 合 計 | ○○, ○○○ | |

2. 間接経費の使用結果に関する報告

（被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告（間接経費の充当の考え方、使途、効果等）。必要に応じて参考資料を添付。）

様式B-7〔作成上の注意〕

1. 競争的資金制度については、内閣府ホームページに掲載されている競争的資金制度の制度名を記入し、その競争的資金制度による間接経費を受け入れた額について記入すること。
2. 科学研究費補助金制度において、他の研究機関に所属している研究分担者に配分した間接経費については計上しないこと。逆に他の研究機関に所属している研究代表者より配分された間接経費については計上すること。
3. 間接経費より生じた利息分を間接経費として使用した場合は利息分を含めて支出額として計上すること。その際、使用した利息の額がわかるように、利息を使用した経費の項目の下に「(うち利子使用額〇〇円)」と記入すること。
4. 研究機関独自の資金等と合算して間接経費を使用した場合については、間接経費分だけを計上すること。
5. 科学研究費補助金制度においては、文部科学省交付分の科研費と、日本学術振興会交付分の科研費をまとめて記入し、文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室企画係あてに提出すること。

なお、提出に当たっては、特に公文書を添える必要はない。

図表Ⅱ-3-④ 「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」(平成22年7月8日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員) <抜粋>

4. 競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化

4.2 競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化に向けた課題の現状と改善の方向性について

4.2.6 経費の使途に関する確認

○ 現状

(間接経費)

間接経費の使途については、平成13年4月の「競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ」で、間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当するとされた。この申し合わせでは間接経費の使途について例示もされ、そこでは、○管理部門に係る経費、○研究部門に係る経費に区分して示されている。さらに、研究部門に係る経費としては、「研究部門に共通的に使用される物品等に係る経費」や、「当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費」も間接経費の使途として示されている。そこでは、さらに具体的に、研究者・研究支援者の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費が例示されている。

各競争的資金においては、この申し合わせを踏まえて間接経費の使途が示されている。

(直接経費)

(略)

○ 改善の方向性

(間接経費)

間接経費は、各研究機関の長の責任に(注)下で公正・適性かつ計画的・効率的に使用するべきものである。研究機関の長は、間接経費の使途に関する上記の申し合わせの内容を再確認した上で、自らの責任で使途を決定するとともに、研究者には間接経費の趣旨及びその使途を十分に周知し、円滑な活用に努める。

(直接経費)

(略)

(注) 原文どおり記載した。また、下線は当省が付した。

図表Ⅱ-3-⑤ 「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定) <抜粋>

3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進

(1) 政策の企画立案及び推進機能の強化

(略)

(2) 研究資金制度における審査及び配分機能の強化

① 研究資金の効果的、効率的な審査及び配分に向けた制度改革

(略)

② 競争的資金制度の改善及び充実

競争的資金制度は、競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究開発に継続的、発展的に取り組む上で基幹的な研究資金制度であり、目的や特性に応じて多様な制度が設けられている。研究開発活動がますます高度化、複雑化する中、競争的資金制度の多様性を確保した上で、制度の一層の改善及び充実に向けた取組を進める。

<推進方策>

- ・ 国は、新規採択率の向上や一件当たりの十分な研究費の確保を目指し、競争的資金の一層の充実を図る。その際、全ての競争的資金制度において、直接経費を確保しつつ、間接経費の30%措置を実施するよう努める。また、国は、大学及び公的研究機関等が、間接経費の効果的な活用を図ることを求める。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。

図表Ⅱ-3-⑥ 平成23年度において機関としての使用に関する方針等を作成せずに間接経費を使用している7大学

| | |
|-----|---|
| 大学名 | 北海道工業大学、東北工業大学、東北薬科大学、昭和薬科大学、九州工業大学、九州歯科大学、福岡大学 |
|-----|---|

(注) 1 当省の調査結果による。

2 東北工業大学では、平成24年4月に間接経費等の取扱規程を策定し、同年度以降は、当該規定に定める方針に基づき間接経費を使用している。また、福岡大学は、平成25年4月に間接経費に係る規程を策定している。

図表Ⅱ-3-⑦ 競争的資金を獲得した研究者へ間接経費の一部を配分しているもの

| 大学名 | 配分方法等 |
|-----------|--|
| 北海道大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分している。また、一部の部局において、配分された間接経費の2分の1を当該研究者に配分している例がある。 |
| 旭川医科大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。 |
| 酪農学園大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。 |
| 東北大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分しており、部局ごとに配分割合を決めて当該研究者に配分している。 |
| 山形大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に60%を配分し、部局ごとに配分割合を決めて当該研究者に配分している。 |
| 東京大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分しており、一部の部局において、配分された間接経費の2分の1を当該研究者に配分している例がある。 |
| 横浜市立大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局への配分総額を定め、これを前年度の部局ごとの間接経費獲得額に応じ按分して配分している。また、一部の部局において、間接経費獲得額上位10人の研究者に対し、当該研究者が獲得した間接経費の10%を配分している例がある。 |
| 玉川大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。 |
| 明治大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している(注2)。 |
| 名古屋大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分している。また、一部の部局において、配分された間接経費のうち38%を部局分とし12%を当該研究者に配分している例がある。 |
| 愛知工業大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究代表者に30%、研究分担者に60%配分している。 |
| 京都大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分している。また、一部の部局において、配分された間接経費の2分の1を当該研究者が所属する研究室に配分している例がある。 |
| 和歌山県立医科大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に3分の1を配分している。 |
| 関西大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。 |
| 関西学院大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。 |
| 岡山理科大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に40%を上限に配分している。 |
| 川崎医科大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に40%を上限に配分している。 |
| 九州大学 | 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分している。また、一部の部局において、配分された間接経費の2分の1を当該研究者に配分している例がある。 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 明治大学では、平成24年度以降、競争的資金を獲得した研究者に間接経費を直接配分せず、間接経費の50%相当額を学内予算から「研究支援経費」として配分している。これは、間接経費を研究者に直接配分した場合、その用途が直接経費で充当すべきものでないことの確認に係る研究者及び事務局の事務負担が大きかったこと並びに平成23年11月に実施された学術振興会による科研費実地検査において、間接経費の研究者への配分は直接経費との混同使用がおきやすい制度で、研究者が直接経費の延長として使用してしまうリスクがあるとの指摘を受けたことによる。

図表Ⅱ-3-⑧ 競争的資金を獲得した研究者へ学内予算から間接経費一部相当額を配分しているもの

| 導入理由・制度の概要 | 大学名 |
|---|-----------------|
| 間接経費を研究者に直接した場合、その用途が直接経費で充当すべきものでないことの確認が必要となるが、このような研究者及び事務局の事務負担を軽減し、柔軟な執行を可能とするため | 4 大学 |
| 学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の 30%相当額を配分している。 | (室蘭工業大学) |
| 一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の 20%から 30%相当額を配分している例がある。 | (山形大学) |
| 学内予算から競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に間接経費の 20%相当額を配分している。 | (金沢大学) |
| 部局に配分された間接経費は全て光熱水料等として執行しており、一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の 50%相当額を配分している例がある。 | (鳥取大学) |
| 間接経費の執行を研究者ごとに管理すると事務が煩雑になるため | 1 大学 |
| 一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者に部局に配分された間接経費の 50%相当額を配分している例がある。 | (東京大学) |
| その他(導入の経緯は不明等、学内予算としての配分理由を把握できなかったもの) | 10 大学 |
| 一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の一部相当額を配分している例がある。 | (北海道大学) |
| 学内予算から外部資金を獲得した常勤の研究者等に 1 人当たり 10 万円以内の額を配分している。 | (都留文科大学) |
| 学内予算から、研究代表者として競争的資金を獲得した研究者に間接経費の 70%相当額を研究推進奨励費として配分している。 | (上智大学) |
| 学内予算から、科研費を獲得した研究者に直接経費の 20%相当額を科研費インセンティブ経費として配分している。 | (法政大学) |
| 学内予算から、競争的資金を獲得した研究者に間接経費の 50%相当額を配分している。 | (千葉工業大学) |
| 学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の 30%相当額(300 万円が上限)を配分している。 | (中部大学) |
| 学内予算から競争的資金を獲得した研究者が所属する研究科に間接経費 45%相当額を配分している。 | (奈良先端科学技術大学院大学) |
| 一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者等に間接経費の一部相当額を配分している。 | (愛媛大学) |
| 一部の部局において、学内予算から、競争的資金を獲得した研究者に対し、部局に配分された間接経費相当額を配分している例がある。 | (九州大学) |
| 学内予算から、競争的資金を獲得した研究者に、当該研究者の申請に基づき、獲得した間接経費の 50%相当額を上限として研究支援金を配分している。 | (久留米大学) |

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑨ 間接経費の使途を研究者に周知していない24大学における未周知の理由

| 研究者に使途を周知していない理由 | 大学 |
|---|--|
| 研究者から問合せがあれば個々に説明すればよいため | 12 大学 (酪農学園大学、山形大学、岩手医科大学、東北工業大学、東京農工大学、愛知学院大学、中部大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、徳島文理大学、九州歯科大学、福岡大学) |
| 間接経費は、研究者から研究機関に譲渡され、共通指針等に基づき機関の長の責任で使途を決定するものであるため | 7 大学 (室蘭工業大学、昭和薬科大学、法政大学、明治大学、広島国際大学、徳島大学、久留米大学) |
| 間接経費を研究者に配分していないため周知の必要はない | 1 大学 (九州工業大学) |
| その他 | 4 大学 |
| 大学の運営費に繰り入れていることは研究者の理解が得られているものと考えているため | (北海道工業大学) |
| 特段の理由はない | (上智大学) |
| 間接経費の使途に例年大きな変化がないため | (奈良先端科学技術大学院大学) |
| 間接経費の使途について、学内会議や各部局の教授会等で決定していることから、研究者もある程度の内容は把握しているものと考えているため | (京都大学) |

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑩ 間接経費の使途を研究者に周知しているとする37大学における周知の方法

| 周知の方法 | 大学 |
|-----------------------------------|--|
| 学内（研究者）に公表し周知 | 13 大学 (北海道大学、北海道医療大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、東京学芸大学、横浜市立大学、金沢医科大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、京都薬科大学、関西大学、鳥取大学、下関市立大学) |
| 役員会、教授会等会議の場で周知 | 10 大学 (旭川医科大学、札幌医科大学、岩手大学、東京大学、金沢大学、愛知医科大学、関西学院大学、香川大学、愛媛大学、高知大学) |
| 使途について定めた取扱要領・マニュアル・方針等を公表又は配布し周知 | 10 大学 (東北大学、都留文科大学、玉川大学、岐阜大学、名古屋市立大学、愛知工業大学、岡山大学、川崎医科大学、高知工科大学、九州大学) |
| その他 | 4 大学 |
| 間接経費の仕様について教員の要望を聞く際に周知している。 | (千葉工業大学) |
| 学部全体の収支決算（間接経費を含む。）を周知している | (名古屋大学) |
| 予算編成方針（間接経費に特化したものではない。）を周知している | (広島大学) |
| 間接経費を含む大学の予算書・決算書を各学部配布している | (佐賀大学) |

(注) 当省の調査結果による。

【例2】 備考（具体的な使用内容）欄に大まかな使途しか記載されておらず、当該使途が経費の項目のいずれに該当するか不明なもの

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書(平成23年度)

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位:千円)

| (収入) | | |
|----------------------------|----------|----------------------------------|
| 競争的資金の種類 | 間接経費の納入額 | 備 考 |
| 最先端研究開発支援プログラム | 500 | |
| 戦略的情報通信研究開発推進制度 | 536 | |
| 地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業 | 690 | |
| 科学研究費補助金 | 111,531 | |
| 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業を含む) | 33,403 | |
| 研究成果最適展開支援事業(A-STEP) | 7,088 | |
| 先端的低炭素化技術開発 | 9,891 | |
| 産学イノベーション加速事業 | 5,873 | |
| 産業技術研究助成事業(若手研究グラント) | 3,750 | |
| 地域イノベーション創出研究開発事業 | 1,395 | |
| 省エネルギー革新技術開発事業 | 576 | |
| 先端計測分析技術・機器開発事業 | 4,080 | |
| 科学技術試験研究委託事業 | 2,229 | |
| 合 計 | 181,542 | |
| (支出) | | |
| 経費の項目 | 執 行 額 | 備考(具体的な使用内容) |
| 1. 管理部門に係る経費 | | |
| ①人件費 | 0 | |
| ②物件費 | 9,434 | ・学内情報システム環境の整備 |
| ③施設整備関連経費 | 64,062 | ・図書、電子ジャーナルの整備 |
| ④その他 | 16,805 | ・学内環境の整備 (施設の維持保全、階段手摺・外灯設置等) |
| 2. 研究部門に係る経費 | | |
| ①人件費 | 0 | |
| ②物件費 | 701 | |
| ③施設整備関連経費 | 1,162 | |
| ④その他 | 89,378 | ・広報宣伝 等 |
| 3. その他の関連する 事業部門に係る経費 | | |
| ①人件費 | 0 | |
| ②物件費 | 0 | |
| ③施設整備関連経費 | 0 | |
| ④その他 | 0 | |
| 合 計 | 181,542 | |

2. 間接経費の使用結果に関する報告

大学では間接経費を、「研究基盤経費」として取り扱い、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能・環境の向上に活用することにより、研究の質を高め、競争的資金をより効果的・効率的に活用出来る環境を構築した。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑫ 調査した61大学のうち、文部科学省又は学術振興会による科研費実地検査において
 間接経費に係る指摘があったとする3大学の指摘内容

| 大学名 | 実施時期 (実施主体) | 指摘の内容(要旨) |
|--------|---------------------|---|
| 明治大学 | 平成23年11月 (学術振興会) | 間接経費を研究者に配分しているが、直接経費との混同使用が起きやすい制度であるため、注意を要する。 |
| 兵庫医科大学 | 平成22年9月 (文部科学省) | 間接経費を研究者に配分しているが、直接経費との混同使用が起きやすい制度であるため、注意を要する。 |
| | 平成24年12月 (学術振興会) | (間接経費に係る指摘なし) |
| 福岡大学 | 平成24年11月 (学術振興会) | <p>○ 間接経費の使用計画等を策定すること。</p> <p>○ 間接経費の大部分を光熱水料等の共通経費に充てており、使途について配分を受けた研究者への説明を行っていないという現状に対して、間接経費は、研究環境の整備など、研究者にみえるような使い方をすること。</p> <p>なお、間接経費の一部を研究者に配分している機関もあるが、直接経費との混同使用にならないよう、間接経費を光熱水料に充て、浮いた経費を学内研究費として研究者に配分するなどの工夫を行っている機関もある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><執行実績報告書(平成23年度)の使用内容></p> <p>1 管理部門</p> <p>①人件費(4,383千円): アルバイト料、②物件費(1,018千円): 事務用品、コピー代など、③施設整備関連経費(100千円): カラーレーザープリンター、④その他(7,784千円): 旅費・通信・運搬費、支払手数料</p> <p>2 研究部門</p> <p>①人件費(206千円): アルバイト雇用に係る労災保険料など、④その他(89,524千円): 印刷代、水道光熱費など</p> </div> <p>○ 研究代表者及び研究分担者が間接経費を研究機関に譲渡することについて、大学の公的研究費の取扱いに関する規程の中に盛り込んでもよいのではないか(助言)</p> |

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑬ 科研費実地検査において間接経費に係る指摘が確認できた3大学と同様の状況がみられる他の15大学における科研費実地検査受検状況

| 当省の調査結果 | 大学名 | 科研費実地検査実績 | |
|---|-----------|-----------|-------------|
| | | 実施時期 | 実施主体 |
| 間接経費の使用に関する方針等（使用計画等）が未策定 | 東北薬科大学 | 平成24年10月 | 学術振興会 |
| | 九州工業大学 | 平成25年2月 | 文部科学省 |
| 間接経費の一部を研究者に配分 | 北海道大学 | 平成20年1月 | 文部科学省 |
| | 旭川医科大学 | 平成25年1月 | 学術振興会 |
| | 東京大学 | 平成20年2月 | 文部科学省・学術振興会 |
| | | 平成23年12月 | 学術振興会 |
| | 横浜市立大学 | 平成20年7月 | 文部科学省・学術振興会 |
| | 名古屋大学 | 平成20年1月 | 不明 |
| | | 平成21年7月 | |
| | 京都大学 | 平成20年6月 | 文部科学省 |
| | | 平成23年10月 | 文部科学省 |
| | 和歌山県立医科大学 | 平成21年2月 | 文部科学省・学術振興会 |
| | | 平成25年2月 | 文部科学省 |
| | 関西大学 | 平成20年2月 | 文部科学省 |
| | 関西学院大学 | 平成20年6月 | 文部科学省 |
| | | 平成24年12月 | 文部科学省 |
| 岡山理科大学 | 平成22年12月 | 学術振興会 | |
| 九州大学 | 平成20年6月 | 文部科学省 | |
| | 平成23年12月 | 文部科学省 | |
| 間接経費の使用について全額を共通経費に充て、使途について研究者に未周知 ※ 間接経費の使用に関する基本方針（平成19年度策定）において、執行実績報告書の間接経費の使用内容は、全額を研究機能遂行及び向上のための人件費として報告する旨規定 <執行実績報告書（平成23年度）に記載された使用内容> 1 管理部門 ①人件費（113,242千円）：経理管理部門の人件費 | 法政大学 | 平成20年9月 | 文部科学省 |
| | | 平成23年11月 | 文部科学省 |
| 間接経費の使用について全額を共通経費に充て、使途について研究者に未周知 <執行実績報告書（平成23年度）に記載された使用内容> 1 管理部門 ①人件費（21,458千円）②物件費（952千円） 2 研究部門 ①施設整備関連経費（95,207千円）：研究棟光熱水費 | 久留米大学 | 平成20年2月 | 文部科学省 |
| | | 平成24年12月 | 学術振興会 |

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 上記の科研費実地検査実績は、当省の調査対象大学に対する調査において実績が確認できたものである。
3 上記の15大学では、いずれも、科研費実地検査において間接経費に係る指摘があったとの認識はない。

図表Ⅱ-3-⑭ 科研費における間接経費の助成額の推移

(単位：億円)

| 年度 | 平成13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 計 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 助成額 | 68 | 107 | 116 | 125 | 132 | 180 | 296 | 353 | 372 | 410 | 475 | 504 | 495 | 3,633 |

- (注) 1 文部科学省の公表資料に基づき当省が作成した。
 2 上記の金額は、補正額を考慮した値である。

事例表Ⅱ-3 間接経費の使途の適正性に係る判断が、実質的には研究当事者に委ねられていると考えられる例

| 大学名 | 採択件数 | 交付金額 | 科研費間接経費 |
|---|------|------------|-----------|
| 愛知工業大学 | 38 件 | 56,200 千円 | 17,876 千円 |
| <p>(事例 1)</p> <p>同一の目的・日程の出張旅費を、研究代表者は直接経費から、研究補助者は間接経費から支出しているもの</p> <p>A 学部 B 学科の C 教授（研究代表者）と同学科 D 准教授（研究補助者）は、平成 24 年 3 月 1 日及び同月 2 日に、E 大学 F 研究所に出張し、同所の G 教授と、双方の現在までの研究報告及び今後の共同研究計画についての打合せを行なっているが、その際の出張旅費を、C 教授は直接経費から（97,980 円）、D 准教授は C 教授に配分された間接経費から（96,380 円）支出している。</p> <p>大学によれば、C 教授と D 准教授はほぼ同じ分野の研究をしているが、当該出張について、C 教授にとっては研究に直接関わるものである一方、D 准教授の場合、C 教授の研究に直接関わるものではなく、今後の研究につながる可能性があるため参加したと研究者から聞いており、間接経費の使途が直接経費で充当すべきものではないかどうかは、研究者本人の判断を考慮していると説明している。</p> | | | |
| 大学名 | 採択件数 | 交付金額 | 科研費間接経費 |
| 玉川大学 | 57 件 | 168,750 千円 | 67,460 千円 |
| <p>(事例 2)</p> <p>同一年度内の同一の物品購入（ニホンザルの飼料）について、購入期間を分けて直接経費及び間接経費の両方から支出しているもの</p> <p>研究者は、科研費について、複数の研究種目を採択されており、「新学術領域研究」及び「若手研究（A）」の平成 23 年度における執行状況を調査した結果、実験用動物（ニホンザル）の飼料費が、表 1 のとおり、平成 23 年 4 月から同年 9 月までの期間は「新学術領域研究」の直接経費、同年 10 月分から 24 年 1 月までの期間は「若手研究（A）」の直接経費、同年 2 月及び同年 3 月は間接経費から支出されている。</p> | | | |

表1 実験用動物用の飼料費を直接経費及び間接経費で支出しているもの (単位：円)

| 支出年月日 | 収支簿摘要欄の記載 | 支出額 | 支出財源 |
|-------------|-----------------|-------|------------------|
| H23. 7. 28 | 動物飼料サツマイモ他 4月分 | 9,282 | 新学術領域研究 直接経費 |
| H23. 7. 28 | 動物飼料サツマイモ他 5月分 | 6,851 | |
| H23. 7. 28 | 動物飼料サツマイモ他 6月分 | 6,625 | |
| H23. 8. 15 | 動物飼料サツマイモ他 7月分 | 7,560 | |
| H23. 9. 12 | 動物飼料サツマイモ他 8月分 | 8,809 | |
| H23. 10. 24 | 動物飼料サツマイモ他 9月分 | 5,386 | |
| H23. 11. 23 | 動物飼料サツマイモ他 10月分 | 6,762 | 若手研究 (A) 直接経費 |
| H23. 12. 16 | 動物飼料サツマイモ他 11月分 | 5,775 | |
| H24. 1. 23 | 動物飼料サツマイモ他 12月分 | 4,488 | |
| H24. 2. 7 | 動物飼料サツマイモ他 1月分 | 6,006 | 間接経費 |
| H24. 3. 31 | さつま芋他 | 3,654 | |
| H24. 3. 31 | さつま芋他 | 3,675 | |
| H24. 3. 31 | さつま芋他 | 2,236 | |
| H24. 3. 31 | さつま芋他 | 212 | |

(注) 玉川大学の資料による。

玉川大学によれば、研究者は、平成23年4月から同年9月までの期間は実験用動物を「新学術領域研究」の実験に使用し、同年10月から24年1月までの期間は「若手研究(A)」の実験に使用したため、飼料費もそれぞれの研究期間に該当する研究課題の直接経費から支出し、その後は、実験用動物をこれらの特定の研究課題で使用しないため、飼料費は間接経費で支出したと説明している。

なお、同大学では、研究者が消耗品を購入する場合、事前に「物品(消耗品)発注確認願」に見積書等必要書類を添付して学術研究所長に提出し、承認を得た上で発注することとしており、同確認願では、購入の財源を記載する「競争的資金名称」欄が設けられている。間接経費により購入された平成24年2月分及び同年3月分の飼料は、表2のとおり、同年2月7日から3月23日までの計6回の発注により購入されているが、立替払により購入された最後の1回を除く5回の「物品(消耗品)発注確認願」の「競争的資金名称」欄をみると、当初、科研費の直接経費と記載されていたものが事後に間接経費と手書きで訂正されており、発注確認願提出の段階では、研究者が直接経費による支出が適切と考えていた可能性は否定できない。

表2 間接経費により購入した飼料費の物品(消耗品)発注確認願の記載等 (単位：円)

| 物品(消耗品)発注確認願の記載 | | | | 支出額 |
|-----------------|------------|------------|----------------------------|---------|
| 日付 | 発注予定日 | 納品予定日 | 競争的資金名称欄の記載 | |
| H24. 2. 7 | H24. 2. 7 | H24. 2. 8 | 当初 (若手A) 直接 訂正⇒(新学術) 間接 | 3,654 |
| H24. 2. 20 | H24. 2. 20 | H24. 2. 20 | 当初 (新学術) 直接 訂正⇒(新学術) 間接 | |
| H24. 3. 1 | H24. 3. 1 | H24. 3. 2 | 当初 (新学術) 直接 訂正⇒(新学術) 間接 | 3,675 |
| H24. 3. 12 | H24. 3. 12 | H24. 3. 13 | 当初 (新学術) 直接 訂正⇒(新学術) 間接 | |
| H24. 3. 19 | H24. 3. 19 | H24. 3. 20 | 当初 (新学術) 直接 訂正⇒(新学術) 間接 | 2,236 |
| H24. 3. 23 | H24. 3. 23 | H24. 3. 26 | (新学術) 間接 | 212 (注) |

(注) 最終回の研究者立替払による飼料購入に当たっては、請求額1,680円のうち、212円を間接経費残額から打切り支給している。

| 大学名 | 採択件数 | 交付金額 | 科研費間接経費 |
|--|------|-----------|-----------|
| 愛知工業大学 | 38 件 | 56,200 千円 | 17,876 千円 |
| <p>(事例3)</p> <p>間接経費の用途として懇親会に使用できる（アルコール類への支出は認めない。）としているものの、懇親会でアルコールが出ているかどうかは確認していないもの</p> <p>愛知工業大学が作成した研究者向けの科研費の経費使用マニュアルでは、間接経費について、「研究遂行に間接的に必要な経費であり幅広く使える」とし、具体的な使用事例として、「当該研究に間接的に有効な出張（研究打ち合わせ、関連学会参加・・・）」とし、「間接経費は懇親会費にも使用できます。直接経費による出張で、懇親会費を間接経費から支払うこともできます。」と解説している。</p> <p>同大学では、科研費の成果発表を行う学会等の行事として行われる懇親会に出席する場合は、直接研究に関係する内容ではないので間接経費の支出を認めている。しかし、アルコール類への支出までは認めていないとする一方、研究者に対し、懇親会でアルコールが出ているかどうかは確認していないとしている。</p> <p>なお、共通指針の主な用途の例示の中には、管理部門に係る経費及び研究部門に係る経費において、「会議費」は挙げられているものの、懇親会費に係る具体的記載はない。</p> | | | |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による（交付金額には、間接経費は含まない。）。また、科研費間接経費欄の金額は、各大学の競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成23年度）による。